

平成 31 年 1 月 10 日（木）午後 2 時

大阪広域水道企業団

経営管理部 総務課（総務グループ）

電 話 06-6944-6045（直通）

F A X 06-6944-6868

大阪広域水道企業団議会議員の選出について

当企業団議会議員につきましては、東大阪市より選出された議員について欠員が生じていました。

今般、大阪広域水道企業団規約第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、下記企業団議会議員が新たに選出されましたので、お知らせします。

記

○選出議員 議員名 大 坪 和 弥（おおつぼ かずや） 東大阪市選出

就任日 平成 31 年 1 月 10 日

<参考>

大阪広域水道企業団規約抜粋（企業団議会議員を「企業団議員」という。）

第 5 条 企業団議員の定数は、33 人とする。

2 企業団議員は、構成団体（大阪市を除く 42 市町村）の議会の議員の中から選挙する。

3 前項に規定する選挙の方法は、構成団体の長が共同して推選することによりこれを行う。

第 6 条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 企業団の議会の解散があったとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。